

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度実績・令和4年度事業)

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	令和4年度事業	令和3年度実績	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
							具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)		
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(1) 家庭と地域における子育て力の向上	①パパママ教室・健診など母子保健事業での情報提供	母子保健事業 育児支援事業	子育てに対する不安を軽減するため、パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談にて子育ての情報を提供するほか、個別相談に応じ、安心して子育てできるよう支援します。	継続	保健医療課	子育て力の向上及び、子育ての不安が解消できるように、パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談・離乳食教室・1歳すくすく教室・ハッピー親子講座「クローバー」等を実施し、子どもの発達や発育について知識の提供と子どもへの関わりなど、健康教育や相談を実施します。 パパママ教室は日曜日に開催することで、夫婦(パートナー)が揃って参加しやすい環境を整えます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めつつ、子育て相談は予約制にて実施、離乳食教室は参加数を限定して実施します。	子育て力の向上及び、子育ての不安が解消できるように、パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談・離乳食教室・1歳すくすく教室・ハッピー親子講座「クローバー」等を実施し、子どもの発達や発育について知識の提供と子どもへの関わりなど、健康教育や相談を実施します。 パパママ教室は日曜日に開催することで、夫婦(パートナー)が揃って参加しやすい環境を整えます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めつつ、子育て相談は予約制にて実施、離乳食教室は参加数を限定して実施します。	妊娠届出時から、子育て制度や子育てひろば等の紹介を行い、参加への動機づけを行いました。各種教室では、子どもとの遊び方、調理の仕方、歯磨きの方法等実践を交えてアドバイスをを行い、子育ての具体的な方法を得る機会とし、参加者より高い満足度を得ました。 また、乳幼児健診、子育て相談では、個々の状況に合わせたアドバイスを行いました。 パパママ教室は日曜日開催とし、夫婦揃って参加しやすい体制を整えました。令和3年度の参加者数は、パパママ教室：妊婦32人(参加率16.2%)、配偶者30人(参加率14.7%)で共に昨年度より増加しました。 乳幼児健診812人、子育て相談343人、離乳食教室41人、1歳すくすく教室28人、ハッピー親子講座「クローバー」81人でした。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、離乳食教室及び1歳すくすく教室は人数限定にて実施、子育て相談は個別予約制にて実施したこと、従来に比較して参加人数は減少しています。	80
		②家庭教育力、家庭養育力の向上	(子育て支援課) 子育てすこやかセンター管理運営事業	家庭教育力を高めるため家庭教育学級等の事業を実施します。子育てすこやかセンター事業として、平日が仕事の父親にも参加しやすい「日曜講座」を実施し、家庭の養育力の向上を図ります。	継続	社会教育課 子育て支援課	(社会教育課) 家庭教育力を高めるため家庭教育学級等の事業を実施します。 (子育て支援課) 子育てすこやかセンターで「子育て講座」として年間計画を立てて開催するとともに、うち2回を日曜日に開催し、特に父親の参加を促す内容を企画します。	(社会教育課) 家庭教育力を高めるため家庭教育学級等の事業を実施します。 (子育て支援課) 子育てすこやかセンターで「子育て講座」をおおむね月1回開催するとともに、うち2回を日曜日に開催し、特に父親の参加を促す内容を企画します。	(社会教育課) 家庭教育の支援につながる事業を継続的に実施しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止もありましたが、8幼小中学校で12講座(園部幼稚園1、八木中央幼児学園3、八木西小学校1、八木東小学校3、殿田小学校1、胡麻郷小学校1、園部中学校1、美山中学校1)実施しました。 (子育て支援課) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる緊急事態宣言等により、一部事業を中止しましたが、おおむね計画通り「子育て講座」を開講しました。7月に日曜講座を開催し、8組28人(うち父親参加4人)の参加がありました。	70 70
		【参考：民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体、ボランティア団体等においても、子育て中の親子が集える居場所づくりを行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ：市からの委託により毎週5回ほこぼこくらぶ八木ひろばを開設、また出張広場として毎週1回ほこぼこくらぶ日吉、美山、園部広場を開設。 ・みやま子育てパートナーズよっといで：毎月1回よっといでひろばを美山町内で開設。 ・すくすくやぎっこ：毎週2回、ミニすくとして南丹市役所八木支所子育て支援ルーム(令和元年7月以降は八木公民館和室)を借り、親子が集える場所を提供。 ・ママハウス：毎月1回、親子で集える居場所を日吉町内で開設。 ・ぶちサロン：不定期で親子で集える居場所を美山町内で開設。								
		③育児支援に係る講座等の実施	(社会福祉課) 発達支援センター管理運営事業・ほめ方ワーク事業 (子育て支援課) にこにこ育児推進事業	子どもとの関わり方、子育ての仕方不安を抱く親への支援として、講座等を開催します。 例えば就学前や発達支援が必要な子の親を対象にペアレントトレーニングを実施します。 子どもが泣くことへの理解と対処の方法、正しい抱っこの仕方などの手法を学ぶ機会や、子どもとのふれあいの大切さを感じることができる親子のコミュニケーションの機会等を提供します。 また、子育てすこやかセンター事業として、子育て講座を開催します。	継続	社会福祉課 子育て支援課	(社会福祉課) 発達支援相談を受けている保護者に、ペアレントトレーニングの手法を用い、のびのび教室を2クールとフォロー会を開講します。参加前後のアンケートにより、振り返りも行っています。 子どもとの関わりに不安ややりにくさを抱えて悩む保護者が、具体的な対処方法を学び実践することを目的に実施します。 (子育て支援課) ペアレントトレーニングの手法を用い、特に幼児の保護者を対象にほめ方講座を開講します。府のペアレントトレーニング養成講座を受講した支援員を講師とします。また、乳幼児の親を対象とし、救急医療の受診等について学ぶ「医療のかかり方講座」を開講し、地元医師に講師を依頼します。 子育てすこやかセンターでは、子育て講座として、年間計画を立てて各種講座を開催します。	(社会福祉課) 発達支援相談を受けている保護者に、ペアレントトレーニングの手法を用い、のびのび教室を2クールとフォロー会を開講します。参加前後のアンケートにより、振り返りも行っています。 子どもとの関わりに不安ややりにくさを抱えて悩む保護者が、具体的な対処方法を学び実践することを目的に実施します。 (子育て支援課) ペアレントトレーニングの手法を用い、特に幼児の保護者を対象にほめ方講座を開講します。府のペアレントトレーニング養成講座を受講した支援員を講師とします。また、乳幼児の親を対象とし、救急医療の受診等について学ぶ「医療のかかり方講座」を開講し、地元医師に講師を依頼します。 子育てすこやかセンターでは、子育て講座として、年間計画を立てて各種講座を開催します。	(社会福祉課) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら可能な限り事業を実施しました。のびのび教室3クール、フォロー会は集団と個別の形態で計4回実施しました。(参加者：実人数9人・延べ人数20人)子どもとの関わり方を学ぶことにより、子育てを振り返り、アンケート結果から「ほめる意識が高まった」等、保護者が肯定感のある育児を行うための支援ができました。令和4年度以降も継続して事業を実施します。 (子育て支援課) 「ほめてハッピー☆smile講座」を10.11月に全4回シリーズで開催。(参加者：6人)11月にはフォローアップ講座を実施しました。また、「医療のかかり方講座」では、平日2回・土曜に1回開講しました。(参加者13人)いずれも受講者を少人数にすることで、講師とじっくり関わることができることから、令和4年度も継続していきます。 あわせて、子育てすこやかセンターでは、乳幼児とその保護者を主な対象とした子育て講座を毎月各種開催しました。	100 100

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度実績・令和4年度事業)

						令和4年度事業	令和3年度実績			
基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(1) 家庭と地域における子育て力の向上	④子育て広場事業の充実	子育てすこやかセンター管理運営事業	就園前の乳幼児の親子を対象として、絵本の読み聞かせや遊びの紹介などを通じ、豊かな情操を育みます。 また、育児相談、交流、保護者の学びの機会として講座を開催し、講師にはその分野に応じ、ボランティアや保健師、栄養士、助産師等を迎え、育児についての不安軽減、解消を図ります。	継続	子育て支援課	利用者が温かく迎え入れられ、利用者にとって快適な居場所となるような居場所づくりや、子ども年齢に合わせた行事を実施しています。 読書ボランティアによる「お話し会」や、専門家による「子育て講座」「子育て広場0歳～」、助産師による「ベビーマッサージ」等の講座を定期的開催します。	利用者が温かく迎え入れられ、利用者にとって快適な居場所となるような居場所づくりや、子ども年齢に合わせた行事を実施しています。 読書ボランティアによる「お話し会」や、専門家による「子育て講座」「子育て広場0歳～」、助産師による「ベビーマッサージ」等の講座を定期的開催します。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかるまん延防止等重点措置等により、一部休止の事業もありましたが、おおむね計画どおりの講座実施ができました。子育てすこやかセンターでは利用者数は前年度に比べ減少していますが、利用者を温かく迎え入れ、子どもにとって居心地のよい居場所づくりを行い、子ども年齢に合わせた行事を実施しています。 年間来所者数 延べ3,062人	80
		⑤乳幼児と地域の子どもたちとのふれあいの推進	子育てつどいの広場事業	小・中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、小・中学生と子育て家庭の両者が生活の中で自然に交わり、お互いを知る機会を設けます。 小・中学生がいのちの大切さや出産・子育てについて学ぶとともに、子育て中の親子が地域のつながりを持ち、子どもの成長を見通すことのできる機会とします。	新規	子育て支援課	委託の子育てひろばにおいて、令和元年度から中学校でのひろば開設を行い、小・中学生と子育て中の親子がふれあう機会を設けています。小・中学校と調整しながら、ひろば開設の小・中学校を増やしていきます。	委託の子育てひろばにおいて、令和元年度から中学校でのひろば開設を行い、小・中学生と子育て中の親子がふれあう機会を設けています。小・中学校と調整しながら、ひろば開設の小・中学校を増やしていきます。	令和3年度も令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、美山中学校でのひろばを休止しました。令和4年度以降は、感染拡大の状況等を確認しながら開設を検討します。	0
		<p>【参考：民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体、ボランティア団体等においても、子育て中の親子が集える居場所づくりを行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ：市からの委託により毎週5回ほこぼこらぶ八木ひろばを開設、また出張広場として毎週1回ほこぼこらぶ日吉、美山、園部広場を開設。 ・みやま子育てパートナーズよっといで：毎月1回よっといでひろばを美山町内で開設。 ・すくすくやぎっこ：毎週2回、ミニすくとして南丹市役所八木支所子育て支援ルーム(令和元年7月以降は八木公民館和室)を借り、親子が集える場所を提供。 ・ママハウス：毎月1回、親子で集える居場所を日吉町内で開設。 ・ぶちサロン：不定期で親子で集える居場所を美山町内で開設。</p>								
		⑥子育てに関するNPO法人、ボランティア、サークルとの連携	つどいの広場事業 利用者支援事業 産前・産後サポート事業	地域の人材を活かした子育て支援をめざして、子育て支援に関するNPO法人と連携し、課題解決に向けた取り組みを協働で進めます。 また、子育てに関係するボランティアやサークルグループに対し、情報提供や交流等の機会をもち、協働の視点で連携するとともに地域での子育て支援活動を促進します。 さらに、交流や研修の機会の一環として、京都府主催事業への参加も推奨します。	継続	子育て支援課	子育て支援を主たる活動目的とする市内NPO法人はグローアップのみです。グローアップには「つどいの広場事業」「利用者支援事業」「産前・産後サポート事業」を委託し、南丹市の妊娠から子育て期まで包括的な親子への支援を担ってもらっています。 また、子育てに関係するボランティアやサークルグループの活動等については、市の広報紙やホームページで広報を行い、適宜市職員が行事に参加し、協力します。各団体と情報提供や交流等の機会をもち、協働の視点で連携するとともに地域での子育て支援活動を促進します。 子育てに関係する市内各団体等で集まる南丹市子育てサークル意見交流会を開催し、交流を深めます。	子育て支援を主たる活動目的とする市内NPO法人はグローアップのみです。グローアップには「つどいの広場事業」「利用者支援事業」「産前・産後サポート事業」を委託し、南丹市の子育て支援を担ってもらっています。 また、子育てに関係するボランティアやサークルグループの活動等については、市の広報紙やホームページで広報を行い、適宜市職員が行事に参加し、協力します。各団体と情報提供や交流等の機会をもち、協働の視点で連携するとともに地域での子育て支援活動を促進します。 子育てに関係する市内各団体等で集まる南丹市子育てサークル意見交流会を開催し、交流を深めます。	NPO法人グローアップへ委託し、「つどいの広場事業」「利用者支援事業」「産前・産後サポート事業」を実施しました。 各団体等の活動等については、市の広報紙やホームページで広報を行うことで、協力しました。 子育て支援に関する市内団体交流会については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、交流会が開催できませんでした。次年度以降は、感染拡大の状況等を確認しながら開催を検討します。	70
	(2) 子育て支援サービスの提供	①時間外保育事業(延長保育事業)	公立保育所運営事業	早朝と夕方の延長保育を実施しています。今後も継続して実施することとし、保護者の働き方や利用状況を踏まえて対応します。	継続	子育て支援課	公立保育所 保育標準時間(8時～19時)：7時30分～8時 保育短時間(8時30分～16時30分)：7時30分～8時30分 16時30分～19時 これまでと同様に1回200円の利用料で継続しています。 ※私立保育施設については園の規定により延長保育の時間、利用料を設定しています。	公立保育所 保育標準時間(8時～19時)：7時30分～8時 保育短時間(8時30分～16時30分)：7時30分～8時30分 16時30分～19時 これまでと同様に1回200円の利用料で継続しています。 ※私立保育施設については園の規定により延長保育の時間、利用料を設定しています。	令和2年度は月平均87人の利用に対し、令和3年度は月平均83人となり、利用者は減少傾向です。コロナウイルス感染症による休園措置を講じた時期は延長保育利用も減少しています。 ※南丹のぞみ園では平日7時から20時までの開園時間の中で、保護者の利用に合わせ延長保育を実施しました。	100
		②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業	市内7か所(園部2、八木2、日吉2、美山1)で放課後児童クラブを開設し、家庭に代わる生活の場を確保し、該当児童の健全な育成を図っています。 低学年の利用希望に対する提供体制の拡充と、高学年の利用希望に対する体制確保等の環境整備をめざし、既存施設の利活用や学校近辺での新設等、学校や関係機関との連携・調整などにより、引き続き実施体制の強化を図ります。	継続	社会教育課	平成30年度から全学年を対象に受け入れを実施しています。 既存施設の利活用をはじめ、新たな施設での開設等、学校との連携・調整などにより、実施体制の整備を図ります。また、令和5年度には八木地域で、学校隣接地に新施設の整備を行います。認定資格研修への受講については、受講資格があるものは、順次受講しています。	平成30年度から全学年を対象に受け入れを実施しています。 既存施設の利活用をはじめ、新たな施設での開設等、学校との連携・調整などにより、実施体制の整備を図り、八木地域で令和2年度に、園部地域では令和3年度に学校内に新施設の整備を行います。また、令和4年度には八木地域で、学校隣接地に新施設の整備を行います。認定資格研修への受講については、受講資格があるものは、順次受講しています。	全学年を対象に受け入れを実施し、開設しました。令和3年度に整備を計画していた園部地域の新施設については無事整備が完了し、令和4年4月1日より利用を開始しました。退職もあり認定研修を受講した支援員は32人となっていますが、認定研修受講資格のある者は全員受講ができています。また受講資格のない者については、京都府の子育て支援員養成講座を受講しています。支援員の確保、配置等の勤務体系、設備の充実などの環境整備に課題があります。	70

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度実績・令和4年度事業)

						令和4年度事業	令和3年度実績				
基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)	
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(2) 子育て支援サービスの提供	③子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	地域子育て支援事業 (子育て短期支援事業)	児童養護施設に委託し、保護者が児童の養育が困難になった場合、児童の養育を行います。	継続	子育て支援課	保護者の求めに応じて、また要保護児童対策地域協議会ケースの児童に対して必要に応じ行う事業です。ショートステイについては、おおむね7日以内の期間入所により、養育を行います。トワイライトステイについては、おおむね6か月以内の期間、施設の通所により、生活の安定等を図ります。養育困難家庭に対し、児童の安心安全を確保する上で、児童相談所による一時保護に代わる役割もあります。今後も必要な支援が適切に行えるよう、委託先の児童養護施設と連携して、よりニーズに対応できる体制を整えます。	保護者の求めに応じて、また要保護児童対策地域協議会ケースの児童に対して必要に応じ行う事業です。ショートステイについては、おおむね7日以内の期間入所により、養育を行います。トワイライトステイについては、おおむね6か月以内の期間、施設の通所により、生活の安定等を図ります。養育困難家庭に対し、児童の安心安全を確保する上で、児童相談所による一時保護に代わる役割もあります。今後も必要な支援が適切に行えるよう、施設と連携していきます。令和3年度からは委託先の児童養護施設を増やし、よりニーズに対応できる体制を整えます。	令和3年度から、委託先の児童養護施設を増やし、2施設で受け入れができる体制を整えました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、受け入れが難しいケースがあり、利用には至りませんでした。今後も必要に応じて適切に実施し、支援が必要な家庭を支援していきます。	10	
		④地域子育て支援拠点事業	子育てすこやかセンター管理運営事業	直営による子育て広場事業は子育てすこやかセンターで、民間(NPO法人等)委託による子育て広場事業は八木地域を拠点として、園部、日吉、美山地域に出張して実施します。絵本の読み聞かせや遊びの紹介などには、社会福祉協議会登録ボランティアや、地域で活動されているサークル等を講師に招き、地域との交流、世代間の交流を図ります。今後も利用者にとって、身近な場所での開催に努めます。	継続	子育て支援課	直営拠点として、子育てすこやかセンター(園部町小桜町)を開設しています。委託拠点として、NPO法人グローアップが運営し、ぼこぼこくらぶ(八木町)を開設しています。園部・日吉・美山で出張ひろばを実施しています。子育てすこやかセンターとぼこぼこくらぶ八木を2箇所の常時開設拠点として維持しながら、市域全体で出張開設し、居場所の提供に努めます。	直営拠点として、子育てすこやかセンター(園部町小桜町)を開設しています。委託拠点として、NPO法人グローアップが運営し、ぼこぼこくらぶ(八木町)を開設しています。園部・日吉・美山で出張ひろばを実施しています。子育てすこやかセンターとぼこぼこくらぶ八木を2箇所の常時開設拠点として維持しながら、市域全体で出張開設し、居場所の提供に努めます。	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる緊急事態宣言等により、一部事業を中止しましたが、おおむね計画通り事業の実施ができました。年末年始・祝日を除き、子育てすこやかセンターは週5日(月～金)開設しました。(年間来所者数延べ3,062人)ぼこぼこくらぶ八木は週5日、園部・日吉・美山は週1日開設しました。 ※ぼこぼこくらぶ年間来所者数 八木：延べ2,427人 園部：延べ438人 日吉：延べ384人 美山：延べ165人 令和元年度から開設しているぼこぼこくらぶ美山中学校ひろばは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年度も休止しました。令和4年度以降は、感染拡大の状況等を確認しながら開設を検討します。	80	
		⑤一時預かり事業	公立保育所運営事業	急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かり事業を実施します。	継続	子育て支援課	公立保育施設では、園部・城南・八木中央・八木東・ひよし・胡麻・みやま・知井で、緊急的な預かりを実施しています。加えて八木中央保育所では週3日を限度とした預かりを実施しています。令和4年度より民間保育施設での事業実施を目指します。	公立保育所では、園部・城南・八木中央・八木東・日吉中央・胡麻・みやま・知井保育所で、緊急的な預かりを実施しています。加えて八木中央保育所では週3日を限度とした預かりを実施しています。	令和3年度の緊急的な預かりの利用は2人、就労等による週3日以内の預かり利用者は3人となっており、ひと月約2人が利用しています。一時保育専任の保育人材が十分に確保できず、就労による預かりは人数制限を設け実施しました。	70	
		【参考：民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体においても一時預かり事業を実施されています。 ・NPO法人グローアップ：一時保育バンビ									
		⑥病児・病後児保育事業	病児保育事業	病院や保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。 ①病児対応型・病後児対応型②体調不良児対応型③非施設型(訪問型)の3つの類型があります。京都中部総合医療センターでの開設、私立保育所での事業実施等について協議を進め、令和3年度からの病児対応型・病後児対応型での実施をめざします。	継続	子育て支援課	京都中部総合医療センター内に開設した、保育所・幼稚園・認定こども園を利用する保育の必要な子どもが病気で集団保育ができない時に利用できる病児対応型の病児保育室「ひまわり」が必要な時に利用できるよう広報等に努めます。	保育所や幼稚園を利用する保育の必要な子どもが病気で集団保育ができない時に利用できる病児対応型の病児保育室を令和3年度に京都中部総合医療センター内に開設し、利用開始をめざします。	亀岡市、京丹波町、国民健康保険南丹病院組合との協定により、令和3年11月より、京都中部総合医療センター内で、病児保育室「ひまわり」を開設、運営しました。令和3年度の利用者数は延べ37人で、うち南丹市は22人でした。	100	
⑦ファミリー・サポート・センター事業	ファミリーサポート事業	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。令和元年度から新規会員の初回利用に限り、4時間分の利用料全額助成を開始しています。今後も事業を必要とされている方への周知を図ります。	継続	子育て支援課	子育てすこやかセンターを窓口とする市直営事業です。依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行います。提供会員(まかせて会員)の講習会を実施します。提供会員(まかせて会員)のレベルアップ講習、事業周知を兼ね会員の交流会を実施します。事業の周知を目的として、放課後児童クラブ入部説明会で、事業紹介を行います。提供会員講習会を年2回実施します。レベルアップ講習会・会員交流会についても各年1回以上実施します。	子育てすこやかセンターを窓口とする市直営事業です。依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行います。提供会員(まかせて会員)の講習会を実施します。提供会員(まかせて会員)のレベルアップ講習、事業周知を兼ね会員の交流会を実施します。事業の周知を目的として、放課後児童クラブ入部説明会で、事業紹介を行います。提供会員講習会を年2回実施します。レベルアップ講習会・会員交流会についても各年1回以上実施します。	依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行いました。提供会員講習会を1回、会員交流会2回、提供会員レベルアップ講習会1回開催しました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、全体交流会は中止としました。令和4年度は感染症対策を講じながら講座開催に努めます。令和3年度：令和4年3月末時点 会員数334人(依頼会員203人、提供会員112人、両会員19人) 活動件数 延べ324件(令和4年3月末時点) 事業の周知を目的として、放課後児童クラブ入部説明会で、事業紹介を行いました。	90			

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	令和4年度事業	令和3年度実績	達成割合(%)	
							具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)		【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(2) 子育て支援サービスの提供	⑧乳児家庭全戸訪問事業	母子保健事業	育児についての正しい知識の普及を図り、様々な不安を解消して育児を支援するため、生後4か月までの全ての乳児及び母親を対象に、保健師や栄養士が訪問しています。 乳児の身体計測、発育・発達状況の確認や育児相談、予防接種など市の保健事業を紹介するとともに、「おかあさんの健康アンケート」を実施し、母親の産後の不安、育児ストレスに対する支援を行っています。出生日・里帰り日等の情報を早めに得ることで、早期の訪問実施をめざします。長期里帰りの場合は、希望に応じて里帰り訪問の依頼を行います。	継続	保健医療課	妊娠時に出生時のはがき通知、乳児訪問実施についてのアナウンスをします。出生届の確認により、各担当地区保健師より、訪問の予約、訪問を行っています。 母子の健康状態の確認、相談とともに予防接種や制度説明を行っています。必要なケースについては継続訪問、栄養士との同伴などで対応しています。 全数訪問(新生児訪問含めて)を行います。乳児前期健診までにできるだけ早く訪問することとし、長期里帰りケースについては里帰り訪問の打診や調整を行います。里帰りや入院中、訪問の拒否等での未訪問者については、電話等で母子の状況を把握し、不安、育児ストレスに対する支援を行います。	妊娠時に出生時のはがき通知、乳児訪問の説明をしています。出生届の確認により、各担当地区保健師より、訪問の予約、訪問を行っています。母子の健康状態の確認、相談とともに予防接種や制度説明を行っています。必要なケースについては継続訪問、栄養士との同伴などで対応しています。 全数訪問(新生児訪問含めて)を行います。前期健診までに訪問していますが、なるべく早期訪問します。里帰りや入院中、訪問の拒否等での未訪問者については、電話等で母子の状況を把握し、不安、育児ストレスに対する支援を行います。	出生届情報をもとに、保健師が電話をかけ、訪問し、母子の健康状態を把握し、個別対応を行いました。直接母子に出会い、観察、相談することで育児不安の軽減につながりました。訪問しても不安が高い方は乳児前期健診までに再訪問も行いました。 令和3年度対象137件のうち、122件訪問し、延べ157件の訪問を実施しています。里帰り訪問にも対応し、7件実施しています。新型コロナウイルス感染症の観点から訪問拒否のケースが9名、他市依頼対応3名、長期里帰り2名、訪問延期1名は当該年度中の訪問が実施できていないものの、その後の健診や他の事業等で母子の様子を確認を行っています。 要経過観察対象者には、子育て相談や再訪問等を実施し、健康や育児の支援を行いました。	90
		⑨妊婦健康診査	妊産婦健康診査事業	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担制度として、基本健診14回分、血液検査、超音波検査等の「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行します。 受診券は、京都府内の委託医療機関及び助産所に提出して、利用することができます。また、京都府外での受診には、償還払いで対応しています。 妊婦歯科健診の公費負担制度として、1回分の妊婦歯科健診受診券を発行します。南丹市内の歯科医院で利用することができます。	継続	保健医療課	安心して子どもを産み育てられるように、妊娠中の妊婦健康診査について14回分の基本健診と、14項目の追加検査の妊婦健康診査公費負担受診券を配布、妊婦の歯科健診の助成を行うことで、妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図ります。 多胎妊婦については基本健診6回分、超音波検査3回分を追加交付し、健康管理と経済的負担の軽減を図ります。 京都府外での受診には、償還払いで対応します。すべての妊婦が、適切な時期に妊婦健診を受診し、安心して出産を迎えられることを目標とします。また、妊婦歯科健診の受診率を向上させます。	安心して子どもを産み育てられるように、妊娠中の妊婦健康診査について14回分の基本健診と、14項目の追加検査の妊婦健康診査公費負担受診券を配布、妊婦の歯科健診の助成を行うことで、妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図ります。 令和2年度より、多胎妊婦については基本健診6回分、超音波検査3回分を追加交付し、健康管理と経済的負担の軽減を図ります。 京都府外での受診には、償還払いで対応します。すべての妊婦が、適切な時期に妊婦健診を受診し、安心して出産を迎えられることを目標とします。また、妊婦歯科健診の受診率を向上させます。	多くの妊婦が妊娠11週までに届け出をし、妊婦健診受診券を活用しました。(92.6%) 妊娠届出時に、妊婦歯科健診の案内と受診勧奨を行うとともに、はがきによる受診勧奨を行いました。 妊娠届出数 167人(転入者含む) 妊婦健診受診券実数 231人(延べ1,742人) うち、多胎妊婦健診実数 1人(延べ1人) 妊婦歯科健診受診人数 71人 妊婦健康診査事業を実施し、妊婦への健康管理、経済的負担の軽減ができました。	100
		⑩養育支援訪問事業	母子保健事業 地域子育て支援事業	妊産婦期から義務教育修了までの子育て期にある家庭で、支援を必要とする家庭に訪問支援員を派遣し、養育機能の充実を図る育児・家事援助と、保健師、助産師、看護師、保育士等の訪問による専門的相談により、支援を図ります。	継続	保健医療課 子育て支援課	(保健医療課) 乳児家庭全戸訪問を実施し、養育支援対象児の早期発見・早期支援を心がけます。また、養育支援対象の子どもと健康、発育、栄養等問題のある家庭に子育て支援課と連携して、保健師・栄養士が訪問します。関係課と連携して養育支援訪問を実施します。 (子育て支援課) 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問支援員が訪問し、育児・家事の援助を行うとともに、養育に関する相談・助言を行います。乳児家庭全戸訪問等各種事業を相互に関連させ、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を図ります。保健師とも連携し、支援が必要な家庭に適切な事業実施を図ります。	(保健医療課) 乳児家庭全戸訪問を実施し、養育支援対象児の早期発見・早期支援を心がけます。また、養育支援対象の子どもと健康、発育、栄養等問題のある家庭に子育て支援課と連携して、保健師・栄養士が訪問します。関係課と連携して養育支援訪問を実施します。 (子育て支援課) 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問支援員が訪問し、育児・家事の援助を行うとともに、養育に関する相談・助言を行います。乳児家庭全戸訪問等各種事業を相互に関連させ、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を図ります。保健師とも連携し、支援が必要な家庭に適切な事業実施を図ります。	(保健医療課) 乳児家庭全戸訪問にて、養育に不安が高いと思われる家庭については、子育て支援課と連携し、支援方法等について相談した上で、継続した訪問等の支援を行いました。長期里帰り等の理由から、全戸訪問にはなりませんでしたが、訪問以外の場で確認、把握が行えました。引き続き全戸訪問し、必要者と継続的に関わります。 (子育て支援課) 延べ21件の利用があり育児援助を実施しました。今後も、引き続き養育の支援が必要な家庭への支援を図ります。	90 100
		⑪利用者支援事業	地域子育て支援事業 (利用者支援事業)	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施します。 保健医療課が実施する母子保健型と地域子育て支援拠点で実施する基本型とが連携した子育て世代包括支援センターの仕組みにより、妊娠期から子育て期にわたっての切れ目のない支援を行います。	継続	子育て支援課 保健医療課	(子育て支援課・保健医療課) 利用者支援事業は、以下の3類型からなり、継続的な把握と支援プランの策定を実施します。 ①基本型：利用者支援と地域連携を共に実施。行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用。②特定制型：主に利用者支援を実施。行政機関の窓口を活用。③母子保健型：保健師等の専門職が全ての妊産婦を対象に利用者支援と地域連携を共に実施。 南丹市では、「基本型」を「ほこほこくらぶ」「子育てすこやかセンター」で実施し、「母子保健型」を保健医療課で実施します。「基本型」と「母子保健型」が連携し、「子育て世代包括支援センター」として取り組みます。	(子育て支援課・保健医療課) 利用者支援事業は、以下の3類型からなり、継続的な把握と支援プランの策定を実施します。 ①基本型：利用者支援と地域連携を共に実施。行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用。②特定制型：主に利用者支援を実施。行政機関の窓口を活用。③母子保健型：保健師等の専門職が全ての妊産婦を対象に利用者支援と地域連携を共に実施。 南丹市では、「基本型」を「ほこほこくらぶ」「子育てすこやかセンター」で実施し、「母子保健型」を保健医療課で実施します。「基本型」と「母子保健型」が連携し、「子育て世代包括支援センター」として取り組みます。	(子育て支援課・保健医療課) 基本型は、子育てすこやかセンターで利用者支援員が常駐し、直営で週5日実施しました。また、NPO法人グローアップへ委託し、ほこほこくらぶ八木週5日(月～金)、日吉週1日(火)、美山週1日(木)、園部週1日(木)実施しました。 母子保健型は平成30年10月から保健医療課が事業を開始しました。 妊娠届出時に必ず保健師等の専門職が面接を丁寧に行うことで、妊娠初期から不安度の高い妊婦や要支援者について、関係機関と連携し、支援につなげました。令和3年度は電話面接等も含め166件(99.4%)に面接を行いました。 毎月、利用者支援事業基本型と母子保健型の連携会議を開催し、「子育て世代包括支援センター」として連携しました。	90

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度実績・令和4年度事業)

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	令和4年度事業	令和3年度実績			
							具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)	
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(2) の子育て支援	⑫実費徴収に係る補足給付事業	子どものための教育・保育給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成します。	新規	子育て支援課	各施設事業者において実費徴収を行うことができる①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。低所得世帯の負担軽減につながるよう対象者に対して事業を実施します。	各施設事業者において実費徴収を行うことができる①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。低所得世帯の負担軽減につながるよう対象者に対して事業を実施します。	食事の提供に要する費用を24人に支給しました。日用品、文房具等の購入に要する費用を7人に支給しました。	100	
		①男女共同参画の推進	男女共同参画社会推進事業	家庭や地域活動等において男女共同参画を推進するためには、性別を問わず家事や育児・介護・社会活動等に参画できるよう、社会全体で支える必要があり、このことは女性が働き続けるためにも重要な要素です。このため、性別を問わず育児休業や介護休業の取得が促進されるよう啓発を行うとともに、子育て支援の充実などによってワーク・ライフ・バランス推進に努めます。	継続	人権政策課	京都府男女共同参画センターから京都で開催される事業の掲示をしています。男女共同参画に関する実施状況を調査し実態を把握しています。 ・女性相談事業(毎月2回) ・男女共同参画社会推進委員会(年2回以上) ・DVをなくす運動(11月)を実施します。	京都府男女共同参画センターから京都で開催される事業の掲示をしています。男女共同参画に関する実施状況を調査し実態を把握しています。 ・女性相談事業(毎月2回) ・男女共同参画社会推進委員会(年2回以上) ・DVをなくす運動(11月)を実施します。	女性相談事業(毎月2回)を実施しました。相談事業利用人数29件 男女共同参画社会推進委員会を開催しました。DVをなくす運動(啓発・パープルリボンキャンペーン(ライトアップ事業))を11月12日~14日に実施しました。	90	
	②仕事と家庭の両立に向けた意識啓発	男女共同参画社会推進事業	市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。	継続	人権政策課	固定的な役割分担意識が解消され、男女が共に家庭的役割の担い手になるよう啓発をします。講演会、セミナーなどにより男女共同参画意識の向上と女性の自立について啓発をします。 ・キラリなんたん(男女共同参画事業) ・男女共同参画に関する講演会を実施します。	固定的な役割分担意識が解消され、男女が共に家庭的役割の担い手になるよう啓発をします。講演会、セミナーなどにより男女共同参画意識の向上と女性の自立について啓発をします。 ・キラリなんたん(男女共同参画事業) ・男女共同参画に関する講演会を実施します。	キラリなんたんを11月6日に開催し、84人の参加がありました。1月23日に男女共同参画に関する講演会を開催し、90人の参加がありました。	90		
	③育児・介護休業を取得しやすい環境づくり		女性に限らず、男性も育児休業や介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発を行います。	継続	人権政策課	府が開設している働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」では、女性の就労支援に関する相談支援や講座開設等が行われています。これらの取り組みを京都府や関係課と連携しながら、周知・啓発を行います。	府が開設している働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」では、女性の就労支援に関する相談支援や講座開設等が行われています。これらの取り組みを京都府や関係課と連携しながら、周知・啓発を行います。	マザーズジョブカフェに関する情報提供を、お知らせなんたんに掲載することで、市民に広報することができました。	90		
	【参考】京都府では、結婚から出産、子育て、教育、就労まで切れ目のない「子育て環境日本一」を目指す「京都府子育て環境日本一推進戦略」が策定されています。南丹市及び他の行政機関、経済・労働団体、保育・教育機関、金融機関、包括連携企業等賛同する団体が協力し、誰もが働きやすい環境づくりの推進を図ります。										
	④働く女性への妊娠中・出産後の配慮		女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりをめざすとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起らないよう、啓発を行います。	継続	人権政策課	府が開設している働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」では、女性の就労支援に関する相談支援や講座開設等が行われています。これらの取り組みを京都府や関係課と連携しながら、周知・啓発を行います。	府が開設している働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」では、女性の就労支援に関する相談支援や講座開設等が行われています。これらの取り組みを京都府や関係課と連携しながら、周知・啓発を行います。	マザーズジョブカフェに関する情報提供を、お知らせなんたんに掲載することで、市民に広報することができました。	90		
⑤多様な就業形態の普及		時短勤務や自宅勤務など多様な就業形態について、パンフレットなどを活用した広報活動を行います。多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、事業者及び市民への啓発活動を行います。	継続	人権政策課	府が開設している働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」では、女性の就労支援に関する相談支援や講座開設等が行われています。これらの取り組みを京都府や関係課と連携しながら、周知・啓発を行います。	府が開設している働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」では、女性の就労支援に関する相談支援や講座開設等が行われています。これらの取り組みを京都府や関係課と連携しながら、周知・啓発を行います。	マザーズジョブカフェに関する情報提供を、お知らせなんたんに掲載することで、市民に広報することができました。	90			

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度実績・令和4年度事業)

						令和4年度事業	令和3年度実績			
基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(4) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実	①支援につなげる相談体制の充実と支援の実施	(社会福祉課) 発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業 (子育て支援課) 地域子育て支援事業(利用者支援事業) 要保護児童対策事業 (保健医療課) 育児支援事業	子育て発達支援センターでは、専門職を配置し、心理・言語・運動などの発達についての相談を行っています。 子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、養育相談を行っています。 保健師、栄養士を中心に子育て相談等母子保健事業の中で相談を行っています。 この他、保健医療課が実施する利用者支援事業母子保健型と、身近な相談場所として地域子育て支援拠点で実施する利用者支援事業基本型とが連携した子育て世代包括支援センターの仕組みにより、妊娠前から子育て期にわたっての切れ目のない支援を行います。 いずれもが気軽に相談できる場であることを周知し、機会の提供に努めます。	継続	社会福祉課 保健医療課 子育て支援課	(社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行います。 (子育て支援課) 子育て支援課に常勤で家庭支援相談員とひとり親自立支援員を配置し、随時養育相談を行います。また、利用者支援事業により、相談ニーズに対応していきます。 (保健医療課) 子育て相談は、各保健福祉センター(4カ所)で実施し、身近な場所で相談できる体制をとっています。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、予約制に対応し、安心して相談できる環境を整えます。身近な相談場所として、乳幼児をもつ家庭に100%認知されるよう、各事業の実施時に周知します。	(社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行います。 (子育て支援課) 子育て支援課に常勤で家庭支援相談員とひとり親自立支援員を配置し、随時養育相談を行います。また、利用者支援事業により、相談ニーズに対応していきます。 (保健医療課) 子育て相談は、各保健福祉センター(4カ所)で実施し、身近な場所で相談できる体制をとっています。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、予約制に対応し、安心して相談できる環境を整えます。身近な相談場所として、乳幼児をもつ家庭に100%認知されるよう、各事業の実施時に周知します。	(社会福祉課) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら可能な限り事業を実施しました。乳幼児健診や園・学校巡回等から関係機関と連携し、保護者を適切な時期の発達支援相談事業の利用につなげることができました。今後も、専門職が子どもの成長発達を促すための身体づくり・遊びの紹介・関わり方・医療機関等を紹介する場として相談支援事業を実施します。 (子育て支援課) 令和3年度は家庭支援相談員を常勤4人、ひとり親自立支援員を常勤1人配置し、随時養育相談を行いました。利用者支援事業の基本型として、子育てすこやかセンター、ほこぼこらぶで継続して事業を行い、相談ニーズに対応しました。 (保健医療課) 感染症予防の観点から、個別予約制で実施しました。各保健福祉センター(4カ所)で実施し、身近な場所で相談できる体制をとっています。赤ちゃん訪問や健診の場で周知するとともに、市公式LINEも情報発信のツールとして活用し、コロナ禍での孤立感や不安の軽減を図ることができました。 利用者：実人数201人 延べ人数343人	100 100 100
		②専門の心理士による専門相談の実施	子育てすこやかセンター管理運営事業	専門の心理士によるカウンセリングを通じて、保護者の不安を軽減するため、子育てすこやかセンターにおいて心理相談「こころの相談」を実施しています。 利用者の心情に配慮した会場設定や、電話相談対応を行います。	継続	子育て支援課	「こころの相談」として実施しています。会場は子育てすこやかセンターと市役所会議室等で実施しています。火曜日に月3日から4日の開設で一枠1時間。要保護児童対策地域協議会進行管理ケースの支援の1つとしても位置づけています。	「こころの相談」として実施しています。会場は子育てすこやかセンターと市役所会議室等で実施しています。火曜日に月3日から4日の開設で一枠1時間。要保護児童対策地域協議会進行管理ケースの支援の1つとしても位置づけています。	計画どおり事業実施ができました。 開催数44回、相談件数23件(相談者実数5人) 要保護児童対策地域協議会登録ケース対象者については、カウンセリング内容を必要に応じて共有し、支援に役立てました。	100
		③保育所・幼稚園、学校における相談体制の充実		保育所や幼稚園における子育て相談や小・中学校におけるスクールカウンセラー、心の居場所サポーターの配置を継続し、相談体制の充実を図るとともに、気軽に相談できる体制づくりやその周知を図り、子育てにおける不安解消と非行や不登校の未然防止・早期発見に努めます。	継続	子育て支援課 学校教育課	(子育て支援課) 保育所・幼稚園・認定こども園では日常的に保護者からの相談に対応しています。さらに連携が必要な場合は子育て支援課につなぎ対応できる関係機関と調整します。 保護者が保育所に信頼をおき、安心して預けることができるよう、相談しやすい体制であるようにするとともに、必要と判断できる児童の異変等については、ただちに関係機関につなぎます。 (学校教育課) 心の在り様に係る様々な問題や困難を抱える児童生徒に対して教職員やスクールカウンセラー、心の居場所サポーター、スクールソーシャルワーカーが連携し、それぞれの専門性を生かした情報の共有化を図り共通理解のもとに組織的に児童生徒への支援を行います。	(子育て支援課) 保育所・幼稚園では日常的に保護者からの相談に対応しています。さらに連携が必要な場合は子育て支援課につなぎ対応できる関係機関と調整します。 保護者が保育所に信頼をおき、安心して預けることができるよう、相談しやすい体制であるようにするとともに、必要と判断できる児童の異変等については、ただちに関係機関につなぎます。 (学校教育課) 京都府の事業「スクールカウンセラー活用事業」「心の居場所サポーター活用事業」を活用し、小・中学校におけるスクールカウンセラーや心の居場所サポーターを配置します。	(子育て支援課) 児童の日頃の様子を注意深く見ることにより、児童の変化等に気づき、養育困難な保護者や、養育不安な保護者への対応を行いました。保健師や相談員との連携や必要に応じて情報連携システム(キントーン)の活用しました。また主任児童委員に依頼し、任期期間中、保育所苦情解決第三者委員として苦情解決の窓口として、位置付けています。各地域の保育所だよりを年4回(3か月分)送付し保育所の状況を把握していただいています。 (学校教育課) 児童生徒理解、保護者理解の視点と対応の在り方について、スクールカウンセラーと積極的に連携し助言を教員のカウンセリング能力等の向上に役立てました。また、心の居場所サポーターによる、不登校や不登校傾向の児童生徒の心に寄り添った相談活動及び学習支援等により精神的にも学力的にも改善が図られています。 ・スクールカウンセラー配置状況 6人 (園部小・園部中・八木中・殿田中・美山中・桜が丘中に各1人) ・スクールソーシャルワーカー配置状況 1人 (園部中学校1人) ・心の居場所サポーター配置状況 4人 (園部中・園部第二小・殿田中・殿田小に各1人)	100 100
		④情報提供体制の充実		子育て支援サービスや各種の情報を市ホームページの南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」で発信します。 また、南丹市公式LINEにおいても、最新の情報を発信します。	継続	子育て支援課	南丹市ホームページに開設している南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」を必要に応じて更新し、子育て支援サービスや各種の情報を掲載します。 南丹市公式LINEを活用し、子育てに関するイベントなどの最新の情報をタイムリーに発信します。	南丹市ホームページに開設している南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」を必要に応じて更新し、子育て支援サービスや各種の情報を掲載します。 南丹市公式LINEを活用し、子育てに関するイベントなどの最新の情報をタイムリーに発信します。	同サイト「のびのびなんたん」の年度更新業務を行うとともに、保育所・幼稚園・すこやか学園入所申し込み案内の掲載業務を行いました。今後も継続して順次更新及び新たな情報の掲載に努めていきます。	100